新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十七年九月十五日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

当初委託者

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ二〇特定目的会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

興銀リース株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

（二）信託契約の名称

平成二十六年一月二十九日付不動産管理処分信託契約書受益権譲渡制限付（Ｐｒｉｍｅ ｇａｔｅ）（その後の変更を含む）

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

従前の信託の年月日は、平成二十六年一月二十九日です。

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十七年八月十四日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　浅井　克幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額九億八千五百万円を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十七年六月十九日付日刊工業新聞の第二頁に掲載されています。

平成二十七年八月十四日

東京都千代田区麹町二丁目三番地九

特定目的会社ソニック・インベストメンツ7

取締役　荒川　和也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000341/82jx/

平成二十七年八月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ドリアン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000339/ojzc/

平成二十七年八月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

パシモン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000338/vfq5/

平成二十七年八月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

マンゴスチン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000345/oxh5/

平成二十七年八月十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

茅ヶ崎ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十二億円減少し、一億三千八百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年九月十五日であり、社員総会の決議は平成二十七年八月十日に終了しております。この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

平成二十七年八月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

マンゴスチン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000345/oxh5/

平成二十七年八月十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

茅ヶ崎ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を二十二億円減少して一億三千八百二十万円とし、発行済第一優先出資四万四千口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年九月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年八月十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ケーオーコム特定目的会社

取締役　佐々木雅人

訂正公告

平成二十七年八月四日（号外第一七五号）掲載の第四十一期決算公告（枠組）中、「（うち当期益損失）　（1,382）」とあるは「（うち当期益損失）　（2,110）」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年八月十四日

神奈川県川崎市幸区新小倉一一

パイオニアウェルフェアサービス株式会社

代表取締役社長　鈴木　信彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
二	下	表中変更前欄七	主として、人体	主として、人体

平成二十七年七月三十一日（号外第百七十二号）外務省告示第二百七十六号（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件）（原稿誤り）

一八ページ下段終りから二〇行目は次のとおりの誤り。

1．Ｈｅｒｖｅ Ｈ

同ページ同段終りから一七行目は次のとおりの誤り。

（以前の別名）民主同盟軍―ウガンダ解放国民軍（Forces Démocratiques Alliées-Armée Nationale de l'Ouganda），ADF／NALU，NALU

一九ページ上段三行目は次のとおりの誤り。

COMPAGNIE AERIENNE DES GRANDS LACS（CAGL），GREAT LAKES BUSINESS COMPANY（GLBC）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十四日付第一八四号六月三日付参会第二三号二四四ページ●同日付政府調達第一五三号三二ページ●六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）